

○ 西いぶり広域連合公告式条例による掲示場の掲示期間に関する規程

平成 12 年 3 月 28 日  
訓 令 第 1 号

(目的)

第 1 条 西いぶり広域連合公告式条例（平成 12 年条例第 1 号）により、掲示場に掲示する文書の掲示期間については、法令に別段の定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(告示の掲示期間)

第 2 条 告示の期間は、次のとおりとする。

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| (1) 法令又は条例等で告示期間の定めるもの | 所定の期間 |
| (2) 条例、規則及び規程          | 10 日間 |
| (3) 予算の要領、告示等重要と認めるもの  | 7 日間  |
| (4) 前 3 号以外のもの         | 5 日間  |

2 前項第 1 号の場合において特に実施期日が長期の場合は、掲示期間を短縮することができる。

(掲示場の管理)

第 3 条 掲示場は、総務課長（以下「管理者」という。）が管理する。ただし、関係市町においては、広域連合長が、別に定める者とする。

(文書の掲示及び撤去)

第 4 条 各局、係、議会その他の広域連合の機関において、掲示を必要とする文書は、管理者に掲示を依頼するものとする。

2 掲示期間の経過した文書は、管理者が撤去するものとする。

附 則

この訓令は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。